

九度山町スポーツ賞表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、九度山町のスポーツ振興に貢献し、その成績が著しい者又は各種スポーツ大会において優秀な成績を収めた者及び団体の表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰)

第2条 表彰は町長が行うものとする。

2 表彰は、表彰状等を授与して行うものとする。

(種別及び内容)

第3条 表彰の種別は次のとおりにする。

(1) スポーツ賞

(対象)

第4条 表彰は、原則として小学生、中学生又は高校生を対象とし、次に掲げる各号のいずれかを備えた者とする。

(1) 九度山町に住所がある者

(2) 九度山町内に所在する学校に在学する者

(3) 九度山町内に事務所を有する団体又はこれに所属する者

(4) その他九度山町スポーツ賞選考委員会が認めた者

(決定)

第5条 被表彰者又は団体は、九度山町スポーツ賞選考委員会の選考を経て会長が決定する。

2 前項の規程による選考委員会は、次の者をもって組織する。

(1) 体育協会理事 若干名

(2) その他選考に必要と認められる者

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、九度山町体育協会が定める。

附 則

この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。